

# 工事保証書

〒224-0041

横浜市都筑区仲町台 3-12-4-223

株式会社 日吉プラス

代表 堀江弘志

TEL : 045-941-3355

M S 様

住所 : 川崎市中原区上小田中

工事場所 : 川崎市中原区上小田中

工事内容 : 外壁塗装・屋根塗装・軒天、破風他付帯塗装工事

平成26年12月26日にお引渡しさせていただきました表記工事の施工箇所につきましては、別表に示す工事保証規定に基づいて保証し、必要に応じ補修、修理いたします。

## ☆ 工事保証内容

| 工事区分                                       | 保証対象       | 保証期間 | 保証の対象となる現象例 | 摘要の除外                                      |
|--|------------|------|-------------|--|
| 外壁塗装工事<br>(上塗り材) 日本ペイント<br>ハナコレクション 100 水性 | モルタル下地部分   | 10年  | 塗料剥離及びカビ発生等 | 構造上、機能上影響のない<br>亀裂及び過度の暖房による<br>もの、経年による変色 |
| 屋根塗装工事<br>(上塗り材) 日本ペイント<br>サーモアイ UV        | カラーベスト塗装部分 | 10年  | 塗料剥離及びカビ発生等 | 構造上、機能上影響のない<br>亀裂及び過度の暖房による<br>もの、経年による変色 |
| 軒天塗装工事<br>日本ペイント<br>ケンエース2回塗り              |            | 7年   | 塗装剥離・めくれ    | 経年劣化による変質、変形                               |
| 破風、幕板、他塗装工事<br>日本ペイント<br>ファインウレタン2回塗り      |            | 7年   | 塗装剥離・めくれ    | 経年劣化による変質、変形                               |
| 棟包み、ケラバ包み他鋼板<br>日本ペイント<br>ファインウレタン U100    |            | 7年   | 塗装剥離・めくれ    | 経年劣化による変質、変形                               |
| ウッドフェンス<br>三井化学産資<br>ハノロット205N・ZS-LB       |            | 7年   | 塗装剥離・めくれ    | 経年劣化による変質、変形                               |
|  |            |      |             |  |
|  |            |      |             |  |

## 工事保証約款

第1条(保証の対象)お引渡し致しました工事箇所に対し施工上の瑕疵あるときは、日吉プラスは本契約に基づいて補修を行います。

第2条(保証の適用)発注者は施工上の瑕疵を知ったときには、遅滞なく当社に通知してください。保証期間内に通知されたものに対し、当社が認めた場合に限って補修の責を負います。

第3条(補修の内容)当社の行う補修とは、工事箇所の引渡時の設計、仕様、材質などに従って正常な状態に回復する為の補修、取替え等の工事を行います。ただし補修が著しく困難な場合又は、損害の程度に比べて補修に過大な費用がかかる場合は当社の判断により、相当な金銭支払いによってこれに変えることが出来ます。

第5条(保証の対象外)当社は次の項目に対しては、補修の責を負いません。

1. 建築設備の機器・室内装飾・家具などの瑕疵については、引渡しの際補修又は取替えを求めなかった場合。ただし隠れた瑕疵については1年間補修の責を負います。
2. 仕上げ等の傷等については、引渡しの時に申し出のなかったもの。
3. 引渡し後、当社以外の者が行った増改築工事、補修工事によるもの。
4. 当社以外が施工した既存建築物に起因するもの。
5. 発注者の著しく不適切な維持管理、又は通常予測される使用状態と著しく異なる使用によるもの。
6. 建物の性質による結露、また瑕疵によらない建物の自然な消耗、摩滅、錆び、カビ、変質、変色、汚れその他類似の現象。
7. 契約当時実用化されていた技術では予防することが不可能なもの。
8. 発注者の指示に対し当社が不相当であることを指摘したにもかかわらず、お客様が採用された設計、施工方法、材料が原因によるもの。
9. 建物を長期間使用しなかったことに起因するもの。
10. 材料などの性質上生じるもの  
(例: タイル等の目地の微小なひび割れ、木材の乾燥による収縮に起因する現象、施錠可能・動作に支障のない建具のそり等)、消耗品(例: 電球、電池等)。
11. 火災、地震、水害、落雷その他天災地変、公害、近隣の工事等に起因するもの。

第6条(特記事項)設備機器等本体その他メーカーの保証がある場合は各メーカーの保証期間・保証規定を適用し、本保証の対象外とします。